

## [事案 2024-234] 新契約取消請求

・令和7年6月19日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人から断定的な説明を受けたこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年12月に代理店を通じて契約した変額保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約時、手数料はそれほど掛からず、4年ほどでプラスになると断言された。
- (2) 令和6年6月頃に運用状況を確認すると、既払込保険料総額と比べて積立金額が15万円ほど少なくなっていることに気付いた。
- (3) 毎月2万円も諸費用が掛かることは説明されておらず、その費用が掛かるのであれば絶対に契約していなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、商品および重要事項に関し、法令や規程に違反する行為は行っておらず、適切に説明を行った。
- (2) 資産形成に関する資料を使用して、長期の資産形成の必要性、過去の下落について案内し、設計書を使用して、年利が仮に6%だった場合の積立金の推移と過去の運用実績を案内した。
- (3) 保険料に含まれる各種費用については口頭で案内した。重要事項は契約締結前交付書面を使用して、要約して案内した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。